

平成26年2月17日
日本年金機構

被災地の事業主、船舶所有者、被保険者の皆さまへ

<福島県の一部地域（田村市他11市町村）の延長されている
厚生年金保険料等の納期限が3月31日に定められました>

東日本大震災の発生に伴う厚生年金保険料等の納期限の延長に係る福島県の一部の地域における納期限の指定について

1. 被害を受けた地域における今回の厚生年金保険料等の納期限の取扱い

今回、福島県の一部の地域に所在地を有する事業所については、延長されている厚生年金保険料等の納期限が、平成26年3月31日（月）に定められました。

延長されていた保険料の納付につきましては、延長後の納期限までに計画的に納付していただきますようお願いいたします。また、納付につきましては、既に送付してあります「納入告知書」（3枚綴り）を添えて金融機関でお願いいたします。

なお、納付が困難な場合は、納期限の延長等の措置がありますので、早めに管轄の年金事務所にご相談ください。

① 延長後の納期限が定められた地域

福島県の一部の地域

都道府県名	地 域
福 島 県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯館村

② 対象となる厚生年金保険料等

平成23年2月分～平成26年1月分（納入告知書は送付済みです）

③ 延長後の納期限

平成26年3月31日（月）

④ 納付方法

納入告知書による金融機関での納付になります。

2. 今後の厚生年金保険料等の納期限について

福島県の対象地域に所在地を有する事業所については、平成26年2月分以降の厚生年金保険料等は、従来どおり翌月末日が納期限となります。
(平成26年2月分は、平成26年3月31日(月)が納期限です。)

3. 口座振替の再開について

口座振替については、延長期間中は一律に厚生年金保険料等の口座振替を停止しておりましたが、平成26年2月分保険料(平成26年3月31日(月)納期限)より口座振替を再開いたしますので、3月中に預金残高の準備をお願いいたします。

なお、震災の影響等により、今後の口座振替による納付が難しい場合は、お手数をおかけいたしますが、管轄の年金事務所に、保険料口座振替辞退届を提出していただきますようお願いいたします。

※ 納期限が延長されていた平成23年2月分～平成26年1月分の保険料は、口座振替にはなりませんのでご注意ください。

4. 保険料の納付が困難な場合

延長後の納期限が指定されましたが、期日までに納付することが困難な場合については、個々の事情を踏まえ、更なる期限延長を行うこととしております。

個別に年金事務所に申請することにより、納付の期限の延長等の措置を受けることが可能であることから、管轄の年金事務所へご相談ください。事業主の方からの相談等については、丁寧に対応いたします。

5. これまでの厚生年金保険料等の納期限の取扱い

(1) 東日本大震災により多大な被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在地のある事業主の方々の厚生年金保険料等(厚生年金保険、健康保険及び船員保険の保険料並びに児童手当拠出金については、厚生年金保険料等の納期限が延長されてきました。

(2) 延長された地域の納期限は、それぞれ下記のとおりに定められました。

- ① 青森県及び茨城県に所在地を有する事業所については、延長されていた厚生年金保険料等の納期限が平成23年7月29日
- ② 岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域に所在地を有する事業所については、延長されていた厚生年金保険料等の納期限が平成23年9月30日
- ③ 岩手県及び宮城県の一部の地域に所在地を有する事業所については、延長されていた厚生年金保険料等の納期限が平成23年12月15日
- ④ 宮城県の一部の地域に所在地を有する事業所については、延長されていた厚生年金保険料の納期限が平成24年4月2日